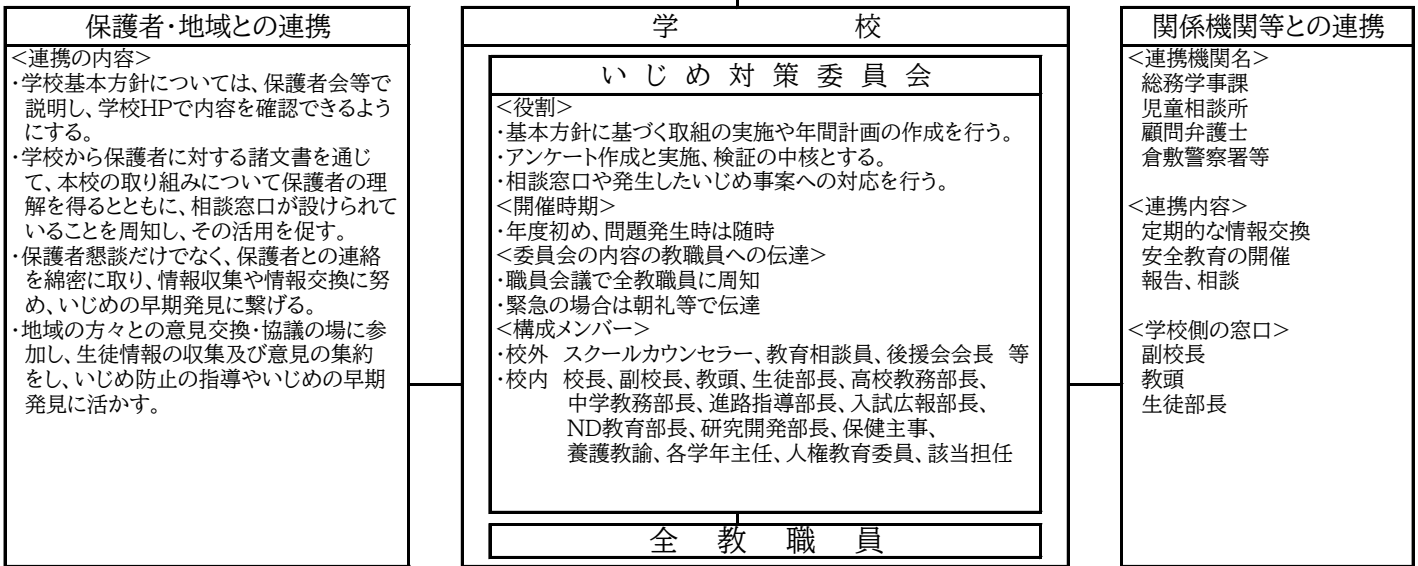


いじめに関する現状と課題

- ・本校は、中学1年生から高校3年生まで6学年あり、各学年における人間関係の構築だけでなく、委員会活動や部活動などにおいて幅広い学年間での人間関係の構築が必要である。それら活動内でトラブルが発生する場合もあり、教員間での情報共有が求められる。
- ・中学1年生、高校1年生は、クラス内での人間関係が安定していないこともあり、トラブルも発生し易い。学年行事や体育祭、文化祭などの学校行事での生徒の役割分担等に配慮し、生徒一人ひとりが自己有用感や達成感を感じられ、いじめ等のトラブルを未然に防ぎ取り組みに繋げていく。
- ・トラブルには、SNSでの発言や冷やかし、からかいによるものが多い。宗教的な活動を通じ、相手を思いやる心を育み、周囲で困っている人に自然と声がかけられる生徒の育成に努める。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校の教育活動全体を通じ、「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」という意識を深め、ホームルーム活動や学校行事、宗教的な活動を通じて、他者を思いやり、お互いに尊重し合える人間関係を構築する力の育成を目指す。
 - ・クラスや委員会活動等では、生徒が主体となって活躍できる環境をつくり、自己肯定感や自己有用感、充実感が高められるように努める。
 - ・冷やかしやからかいなどであっても、いじめとなる場合があるため、背景にある事情の調査を丁寧に行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・いじめの発生が部活動の場合、いじめ対策委員会に該当部活動顧問を加え、きめ細やかな対応をする。
- 【重点となる取り組み】
- ・日頃から生徒や保護者が相談しやすい関係の構築を目指し、いじめの未然防止に努める。
 - ・SNSの利用やネット上のトラブルについて、警察等の情報モラル教育を活用し、生徒の認識を深められるようにする。
 - ・教職員研修などを実施し、SNSの利用やネット上のトラブルに対する教員の指導力の向上に努め、保護者への啓発を行う。



学校が実施する取り組み

①	いじめの防止	<p>《教員研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上を目的とした研修の実施。 <p>《居場所づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業や学校行事を通し、日頃から自己肯定感や自己有用感、充実感が高められるように努める。 <p>《生活指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を確立させ、学校生活におけるルールやマナーを遵守させることにより規範意識を高め、人権教育と連携しながら自他の権利を尊重し合う心の育成を目指す。また、「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」という理解の徹底に努め、ミッションスクールとしてお互いを認め支え合う人間関係を構築する力を育む。 <p>《情報モラル教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Chromebookの一人1台所有や授業でのタブレット端末の使用が不可欠となり、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるため、情報モラル教育を授業や特別活動の時間で実施する。
②	早期発見	<p>《実態把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活について」のアンケートを実施し、冷やかしやからかいなど、いじめの発端となる原因の早期発見に努める。 ・年2回の面接週間を利用して生徒の生活の様子を十分把握し、生徒理解に努める。 <p>《相談体制の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、申し込みがいつでもできるように常時申込箱を設置する。 ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>《情報共有》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回生徒情報の交換の場を設け、情報を集約し、授業担当者など生徒と関係する教員とも情報共有を行う。 <p>《家庭との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談の機会を設け、家庭と学校の双方から生徒の様子を把握し、より細やかな生徒理解に努める。また、日頃から家庭と綿密に連絡を取り、情報交換や相談をしやすい関係を構築する。
③	いじめへの対処	<p>《いじめの有無の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を得たり、その可能性が明らかになった場合は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>《いじめへの組織的対応の検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>《いじめられた生徒への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒とその保護者への支援を必要に応じて行う。また、いじめられた生徒やいじめの情報を提供してくれた生徒の人権を守る体制を徹底する。 <p>《いじめた生徒への指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、相手に与える影響の重大さを認識させるよう指導する。また、当該生徒の周囲の環境を含めた背景を把握するように努め、保護者の協力を得ながら家庭での指導を依頼するとともに、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。